

第2次 原村子ども読書活動推進計画

**平成26年4月
原村教育委員会**

あ い さ つ

21 世紀において活力ある国として発展するためには、次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに成長することが大切です。そのためにも、学校・家庭・地域が一体となり、生活体験や社会体験、自然体験など多様な活動を支援し、自ら学び、考え、行動する資質や能力、豊かな人間性等の「生きる力」を育むことができるような環境を醸成していくことが大切です。とりわけ、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く強く生きる力を身につけていく上で欠くことのできない価値があるものです。

平成 13 年 12 月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、すべての子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ることを基本としています。平成 14 年 8 月、この法律に基づき、国は「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、公表しました。そして、平成 16 年 4 月、長野県は国の「基本計画」を踏まえ、「長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 21 年 3 月に「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備のための取り組みを行ってまいりました。

原村教育委員会では、「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、平成 21 年 8 月に「第 1 次原村子ども読書活動推進計画」を策定し、小中学校の朝読書、保育所の絵本の時間、地域福祉センターと連携してのファーストブック贈呈など、原村の読書活動を推進してまいりました。このたび、第 1 次計画の見直しと新たな取り組みを検討し、「第 2 次原村子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づき、家庭・地域・学校・図書館が協力し、原村のすべての子どもたちが本と出会えるよう読書環境の整備に努めたいと思います。

終わりに、計画の策定に当たりご助言を頂きました「原村図書館協議会」の委員の方々をはじめ、村民の皆さんから貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに対し、深く感謝いたします。

平成 26 年 4 月

原村教育委員会

原村子どもの読書活動推進計画 目次

I. はじめに	1 p
II. 基本方針	1 p
III. 子どもの読書活動の推進	
1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3 p
2. 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動の推進	5 p
3. 学校における子どもの読書活動の推進	6 p
IV. 関係機関との連携・協力	8 p
V. 広報・啓発等	9 p

I. はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていくうえで、欠くことの出来ないもの」です。そのためには、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるような環境整備が重要です。平成23年3月に発生した東日本大震災において多くの子どもたちが不安に直面した際、子どもたちの心のよりどころになったのは、全国から寄せられた絵本でした。

平成13年に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」及び平成17年に成立した「文字・活字文化振興法」により、活字に触れることの重要性も理解されつつあります。さらに平成18年には60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の現状と課題解決、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成をめざす指針となりました。

原村では、小中学校の朝読書、保育所の絵本の時間、地域福祉センターと図書館との連携でファーストブック事業、セカンドブック事業を展開し、幼児のころから読書に親しむ活動が定着しています。また、読書ボランティアとの連携により、図書館おはなし会や小中学校での読み聞かせが行われていますが、より一層子どもの読書活動の推進を図るため、「第1次原村子ども読書活動推進計画」の実績を踏まえ、「第2次原村子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、原村における「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや取り組みを示したものです。

II. 基本方針

子どもの自主的な読書活動を習慣付けるには、乳児期から保護者とともに読書に親しむことが必要です。

そして、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターにおいて、親子で読書に親しむ体験ができる機会を積極的に作り、子ども達にとって読書活動が日々の習慣となるような支援や子どもの読書環境の整備・充実が重要です。

子どもの読書活動の推進に関する法律施行にあたり衆議院文部科学委員会における附帯決議でも、「子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのために、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること」とその充実の必要性を明記しています。

原村では、子どもの読書活動を推進するため、「第2次原村生涯学習基本構想」を踏まえ、子どもの成長に応じて子どもが読書に親しめる具体的な取り組みを掲げ、子どもの読書に必要な環境整備に努めます。

なお、読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではありません。この推進計画は、すべての子どもたちが自由に本と出会うことができる機会をつくり、自主的な子どもの読書活動を保障するための環境作りをめざすものです。

この推進計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の取り組みと具体的方策を示したものです。

Ⅲ. 子どもの読書活動の推進

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

現状と課題

第 1 次子ども読書活動推進計画においては、子ども読書活動の主軸となるような活動を継続し、家庭での読書活動を推進することがあげられていました。具体的にはファーストブックプレゼントの継続とセカンドブックの実施です。

セカンドブックは、平成 22 年 9 月より実施し、3 歳となった子どもたちが 6 冊の中から自分の選んだ本、1 冊を受け取りました。現在、子ども達の日常には、テレビ、パソコンなどのメディアを通じて大量の情報が溢れています。そのようなメディアとの関わりが増えるに従い、読書時間も減り、人とのコミュニケーションも不足し、人間関係の希薄化や、思考力、想像力の低下などが懸念されています。そうした親子・友人関係の形成や思考力、想像力の育成のためにも幼少時からの家庭での読み聞かせを行いたいものです。

今後親子で読むおすすめ本リストを作成し、家庭読書における選書のお手伝いをしたいと考えています。家庭での読み聞かせや読書活動の重要性について理解を深め、子どもの成長に応じた読書を支援していきます。

子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもは読書をする大人の姿を見たり、大人から地元に伝わる民話や童話を聞いたりすることで、読書意欲を高めていきます。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動推進における家庭・地域の役割

家庭において、子どもが読書の習慣を身につけるために、保護者の読書に関する理解は必要です。テレビ、ゲーム、携帯電話やインターネットに長時間費やす

ことのないよう、親子で読書を楽しみながらコミュニケーションを図れるように、家庭の中で保護者が子どもの行動を見守り、環境づくりをすることが大切です。

地域においても、催し物に本を利用したイベントを組み込むなど、地域ぐるみで子どもが本と出会う機会を作っていくことも重要です。

② 家庭・地域における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- ・子どもたちの年齢に応じてファーストブック事業、セカンドブック事業を実施しプレゼントの際には、絵本を通じて親子のコミュニケーションを図ることの重要性を説明し、家庭での読書環境づくりと図書館利用について呼びかけます。
図書館で開催するセカンドブック事業においては、読書ボランティアグループのおはなし会を併せて実施し、絵本のたのしみ方は子どもだけではなく保護者にも周知します。
- ・保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターそれぞれが、家庭における読書の啓発を図るよう促します。特に、小学校低学年の子どもを持つ家庭においては、スムーズに一人読みに移行できるよう、家庭での読み聞かせの充実を促進します。
- ・図書館では乳幼児向けのおはなし会や、親子向け読書講演会を開催して親子で読書に親しむ機会を積極的に設けます。

(2) 地域福祉センターとの連携の中での子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動推進における地域福祉センターの役割

地域福祉センターは、胎児期から未就園児の親子との関わりが多く、子どもが本に出会うスタート地点といえます。読書は、日常の生活の中で保護者と子どもの習慣として取り入れていくものであり、人間形成にも繋がることから、保護者が積極的に生活習慣として継続していけるよう支援することが求められます。そのためには、まず保護者が本の役割や、読み聞かせ、読書の必要性に気づくことが大切であり、保護者自身が日頃より本と触れ合う時間を持ち、親子が本を通じてコミュニケーションを図るなどの時間を作れるような働きかけが重要です。

② 地域福祉センターにおける子どもの読書活動推進のための具体的な取組

(ア) ファーストブック事業

毎年2回、1歳になる乳児を対象に行われる原村誕生会において、図書館との連携により、絵本の贈呈を行います。乳児期からの本との出会いを促進し、絵本の読み聞かせの習慣付けを促します。

(イ) 読み聞かせ・読書の重要性の啓発

- ・子育てサロンや保健センターなどで行われる健診・教室・子育て相談等を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を支援します。
- ・子育てサロンにおいて絵本の読み聞かせを協力して実施します。
- ・健診等で積極的に絵本の読み聞かせを実施するよう促します。
- ・保健センターに絵本を置き、親子が身近に多くの本に触れられる環境作りを支援します。

(3) 図書館における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動推進における図書館の役割

図書館は幅広い分野の本があり、子どもにとっては自由に本を選び読書を楽しむ、保護者にとっては自分の子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの本について相談できる場所です。また本村において、読書施設の中心的役割を担い、保育所、幼稚園、学校、地域福祉センターの読書活動を支援していく責任があります。

② 図書館における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

(ア) 子ども達の読書活動を高めるための取組

- ・乳幼児、小学生、中学生を対象としたおはなし会を実施します。
- ・年齢別子ども向けのおすすめ本リストの提供を行います。
- ・援助の必要な子ども（外国人、障害のある子どもを含む）に本の提供や、館内利用の支援をします。
- ・広報・ホームページ・サラダチャンネルにて、読書活動の啓発を行います。
- ・子どもや保護者からの本の相談に応じられるよう図書館職員の資質向上に努めます。

(イ) 子どもたちの学習成果を生かす取り組み

- ・図書館司書が企画し、子ども読書ボランティアグループ「のこのこ」の司会進行で、おたのしみ会を開催します。
- 読み聞かせを小中学生が行い、同学年の子の読む絵本や紙芝居が読み聞かせを

身近なものとし、読む子どもにとっては学習成果を活かす場とします。

(ウ) 図書館資料の充実

- ・幅広い資料の収集に努め、必要に応じて保育所、幼稚園、学校に資料の提供をします。
- ・中高生向けのヤングアダルト図書の充実を図ります。

(エ) 子どもたちの居場所としての図書館整備

- ・子どもたちが集い、本を読むことの出来る閲覧スペースの充実を図り、読書を通じて豊かな人間性などの「生きる力」育みます。

(オ) 国際化への適応

- ・急激な国際化に対応できるよう外国語の図書の充実を図るとともに、外国語での読み聞かせを行うなど、外国語にふれる機会を増やします。

(カ) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

- ・平成 22 年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。電子端末を図書館に設置し、様々な媒体で読書を楽しめるよう、設備の充実を図ります。

(キ) 生涯学習施設としての役割

- ・新教育基本法における生涯学習の理念の実現を目的に、学習の機会を提供すると共に読み聞かせ読書ボランティアの活動を支援し、読書によって得た情報や知識を問題解決につなげる事業(米粉のベーカリーの貸し出し等)を行います。

2. 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動の推進

現状と課題

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、家庭での読み聞かせを行うことは重要であることから、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義を啓発していく必要があります。

① 子ども読書活動推進における保育所（幼稚園）の役割

保育所（幼稚園）は、家庭と同様、子どもが多く時間を過ごす場であり、全ての子どもに等しく絵本等を提供できる最適な場所です。絵本を通して豊かな言葉を知り、絵本の楽しさを日常的に体験できる場所であり、幼児期において読書の習慣の基礎を築く重要な役割を担っています。

② 保育所（幼稚園）における子どもの読書活動推進のための具体的な取組

（ア）子どもが幼児期に絵本の楽しさを体験できる取組

- ・あらゆる機会に年齢、発達段階、季節に応じた絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、子ども達が楽しめる工夫の充実に支援します。
- ・週に1度、絵本を家庭に貸し出すとともに月刊本を購入し、家庭に呼びかけて親子で絵本を楽しむ取組を支援します。
- ・絵本についての講演会開催を支援し、家庭における読み聞かせの大切さを知ってもらい、家庭での読書活動の啓発を促します。
- ・図書館との連携を深め、司書が絵本や紙芝居の読み聞かせをし、積極的におはなしの世界を楽しむ機会を作ります。
- ・図書館の本を借りる活動により、絵本を楽しむだけでなく、公共の場でルールを守ったり、公共の物を大切にすることを育てます。
- ・保育者の読み聞かせや読書に対する資質を高めるよう支援します。

（イ）保育所（幼稚園）の図書スペースの充実

- ・子どもの旺盛な好奇心に広く応えられるよう、幅広い分野の絵本を用意し、子どもが自由に絵本に親しめる環境の整備を支援します。

3. 学校における子どもの読書活動の推進

現状と課題

小中学校においては、朝読書が習慣化してきており、小学校では定期的に図書の時間の確保ができています。したがって、全く本に触れないという子どもはいませんが、読書の量や質には、かなり個人差が見られます。

中学生になると、家庭での読書の中に「読み物」「マンガ」が多く読まれています。一方では「総合的な学習の時間」の導入から調べ学習の機会が増え、「文学」だけでなく「社会科学」「自然科学」「産業」などの本も、手に取られるようになってきました。

学校での朝読書の時間が1日の生活中で本と触れ合う貴重な時間となっている生徒も多く、朝読書の継続と充実に図ります。

以上のような現状の中で、司書や図書館担当職員を中心に、子ども達が少しでも本を好きになり、本を読んでもらうために、教職員による本の紹介、ボランティアの方の協力を得ての読み聞かせ、図書委員会主催の読書推進活動、図書館の展示の工夫による読書意欲の喚起など、工夫を凝らしています。今後、更に一人一人の子ども達の読書の幅を広げ、読むことについての興味や関心を引き出し、子ども達の自主的な読書活動を推進していく必要があります。

① 子どもの読書活動の推進における学校及び学校図書館の役割

学校図書館は、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こす自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たしています。

② 学校における子どもの読書活動の推進のための具体的な取り組み

(ア) 子ども達の読書活動を高めるための取り組み

- ・各学校の実情に応じた、朝読書や読書活動の時間を作ります。
- ・読書離れが見られる小学校高学年以上の子どもへの読書活動の啓発を強化します。
- ・児童会、生徒会活動として図書委員会の活動を位置づけ、読書週間を企画します。
- ・全校への読書意欲の啓発を図り、図書委員や教職員からのお薦め本、読書はがきなど交流を通して本への興味を深めます。
- ・担任などによる教職員の読み聞かせや本の紹介を行います。
- ・民間企業や教育機関が企画する読書啓発の企画にも積極的に関わり、読書感想文コンクール参加を実施します。
- ・学校図書館便りを発行し、図書館の活動の報告や本の紹介をします。
- ・図書委員会だよりを発行し、新刊本やおすすめ本の紹介をします。
- ・授業の中でも、村の図書館の利用を進めます。
- ・学校便りなどを活用し、家庭で話題となるような読書活動の情報提供を行います。
- ・諏訪郡内の図書館との連携を図り、相互貸借等の充実を図ります。

(イ) 学校図書館の図書資料の充実

- ・子ども達や先生方のリクエストを受け、積極的に本の受け入れに参加させていただきます。
- ・教科の学習を進める上で、必要な最新のデータが掲載されている参考図書を購

入して、図書資料の充実を図ります。

(ウ) 読書ボランティアとの協力・連携

- ・地域のボランティアとの連携により定期的な読み聞かせを行います。

(エ) 学校図書館における子どもの読書を推進するための環境の充実

- ・子ども達が安心して読書できるような環境の整備に努めます。
- ・図書館内だけでなく、校内に季節やテーマに応じた本を展示し、図書館に足を運ぶように工夫を凝らします。

(オ) 家庭・地域における子どもの読書を推進するための環境の充実

- ・小学校低学年児童の家庭においては、スムーズに一人読みに移行できるよう、学校と家庭で連携・協力します。
- ・PTAとの連携協力を得て、家庭の中で読書が位置付くよう働きかけます。

IV. 関係機関との連携・協力

1. 連携体制の整備

本計画の推進に当たり、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センター等が連携・協力を図るため関係者による打ち合わせ会議を開くとともに、図書館協議会に諮り総合的な事業展開を図ります。

2. 推進体制の具体的な取組

(1) 保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センターの連携協力

子どもの読書活動を一層推進していくためには、保育所、幼稚園、学校、図書館、地域福祉センター等が連携・協力していくことが重要です。このため、関係者が情報交換や様々な相談を行います。

(2) 読書ボランティア、PTA、保護者会、愛育部会等との連携協力

子どもの読書活動について、地域の方と連携して子どもの読書活動を支援します。また、読書ボランティアの育成に努め、研修の充実を図ります。

V. 広報・啓発等

1. 広報・啓発の推進

- (1) 「子ども読書の日」(4月23日)や春・秋の読書週間を中心に、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるための行事を実施して、広報・啓発活動を行います。
- (2) 新聞、広報、ホームページ、サラダチャンネル等の媒体を利用し、図書館で実施する行事等を紹介し、啓発、広報を図ります。

【参考資料】

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・10P、11P
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議・・・・・・・・12P

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

原村子ども読書活動推進計画検討委員会

氏 名	所属等
五味 武雄	原村図書館協議会長
小林 英夫	原村図書館協議会副会長
中村 恵子	原村図書館協議会委員
笠井るりこ	原村図書館協議会委員（原小学校教諭）
松崎 未来	原村図書館協議会委員（原中学校教諭）
清水 宏江	原村保育所保育士
登内紀美子	保健福祉課
望月 弘	原村教育長
折井 為彦	教育課長
小林 正雄	図書館長
平出 彰子	図書館職員
宮坂 順子	図書館司書